



支部報

第264号

発行所 (公社)神奈川労務安全衛生協会 横須賀支部 TEL 845-9522 FAX 845-9510 発行責任者 武市 竜哉 編集責任者 小林 知茂

全国安全週間 7月1日～7日

『高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場』

去る六月二一日(水)市立勤労福祉会館に於いて、横須賀労働基準監督署主唱、横須賀地区防災団体等協議会主催で第九六回全国安全週間横須賀地区推進大会が開催されました。

大会は、横須賀三浦労働基準協会西事務局長 司会のもと、武市支部長が主催者代表の挨拶をされ開始された。

◎横須賀労働基準監督署

中村署長 (挨拶)

全国安全週間は、人命尊重という基本理念のもと、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、昭和三年から一度も中断することなく続けられ、今年で九六回目を迎えます。厚生労働省の発表によりますと、昨年の労働災害において全国でお亡くなりになられた方は、七千七十四名、令和三年と比較すると四人減少しております。私が労働基準監督官に採用された二〇数年前は全国で



挨拶される中村署長

今年度から新たに第一四次労働災害防止計画に定める重点事項として、この第一四次労働災害防止計画が目指す社会は、どのような働き方においても労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会の実現となります。近年、就業人口が高齢化して高齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛なども労働者の作業行動に起因する災害が顕著に増加しています。これらの災害は事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防

止に向けて労使一丸となった取組が求められます。働く方一人一人がかげがえのない存在であり、各事業場において二人の被災者も出さないという理念のもと、さらなる労働災害の減少を図るには、特段の努力が必要です。皆様方におかれましてはこの安全週間に契機として、労働災害防止の重要性について、認識をさらに深めていただき、引き続き職場における自主的安全管理活動の定着が図られますようお願いいたします。最後に本日ご参加の事業場の無事故、無災害と、ご参加の方々のご健勝をお祈りいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。(文責 進藤)

◎横須賀労働基準監督署

生田安全衛生課長 趣旨説明

今年度の安全週間実施要綱は、昨年度の要綱とほぼ変わらない内容となりますが、昨年度に対して、変更となる実施項目は、「業種横断的な労働災害防止対策の労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、熱中症予防対策に暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施が加えられました。この実施項目を含め、第一四次労働災害防止計画が策定されていることから、この取り組みを網羅すれば、実施要綱も網羅されていると考えておりますので、本日は、第一四次労働災害防止計画を中心に説明いたします。

労働災害防止計画とは、労働安全衛生法(第六条)に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を厚生労働大臣が定めており、五か年計画でどのような取り組みをして、労働災害を減らして行くかの内容になり、今回が一四回目

(第一四次)となり、今年度が取り組みの初年度となります。第一三次労働災害防止計画の結果については、死亡災害は減少し計画は達成できたと言えますが、死傷災害(休業四日以上)は計画通りには減少していないという状況になりました。横須賀管内の死傷災害(休業四日以上)は、コロナウイルス関連を除いても緩やかに増加傾向を示している結果となっています。全産業における災害の事故の型別では、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」で、全体の四割を占めており、横須賀管内に於いても、作業行動に起因する災害が多い状況になっています。第一四次労働災害防止計画の方向性は、安全衛生対策の推進と社会的に評価されている環境の整備、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からプラスであることが皆さんに知っていただくことが一番重要になります。第一四次労働災害防止計画の全体目標を達成するための八つの重点対策の項目は、①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、②労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進、③高齢労働者の労働災害防止対策の推進、④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進、⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、⑥業種別の労働災害防止対策の推進、⑦労働者の健康確保対策の推進、⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進となります。

「第82回全国産業安全衛生大会 in 名古屋」のご案内
令和5年9月27日(水)～29日(金)の3日間、名古屋で開催。大会初日は総合集会として、労働安全衛生水準の寄与された功績者に対する表彰式、特別講演が行われます。2日目、3日目には分科会として、リスクアセスメント、DX、ダイバーシティなどをテーマに、事業場の皆様による研究発表、安全衛生の専門家による講演・パネルディスカッション、労働劇などが行われます。会員事業所の皆様多数のご参加をお願い申し上げます。
\*大会テーマ「名古屋の地で 掲げよう 安全・健康の旗印」
\*総合集会 初日 ポートメッセなごや(第1展示館C・D)
特別講演 スポーツ庁長官 室伏 広治 氏
「スポーツで未来を創る～ライフパフォーマンスの向上のためのスポーツが果たす役割～」
\*分科会 2日目・3日目 ポートメッセなごや(展示館・イベントホール)
\*参加申込:特設ウェブサイト https://jisha-taikai2023.com

◎大会宣言
港湾貨物運送事業労働災害防止協会神奈川横須賀部の川島氏により、大会宣言が行われ、本年度のスローガンを参加者全員で唱和し、職場のゼロ災害に総力をあげて取り組むことを誓いました。その後、横浜国立大学准教授の島氏による特別講演があり、閉会の挨拶後、大会が終了しました。(文責 阿部)

講演

『転倒リスク可視化装置紹介』

横浜国立大学 大学院環境情報研究院 准教授 UNTRACKED 取締役 CEO 島 圭介 氏



講演される 島 圭介 氏

本講演では、「安心・安全な労働のための転倒予防・リスク評価の取り組み」を仮想壁を用いた立位機能評価「STABLE」をサブタイトルとして、転倒災害に関し、発生状況、発生要因および講演者が開発した転倒リスク評価装置の紹介等が行われました。

◇転倒災害の発生状況◇

日本では、高齢化が進むとともに六五歳までの雇用確保が義務付けられるなど、高齢者が働く機会が増加しています。これらを背景に転倒・墜落・転落の災害は増加傾向にあり、五〇歳以上の労働者では、これらが死傷者数の割合の五〇%以上となっています。とくに女性が発生しやすいため特徴もあります。

◇転倒災害の発生要因◇

転倒災害の発生要因は、滑り、つまづきおよび踏み外しがほとんどです。これには、外的要因と内的要因があります。外的要因は、段差がある場所、片付いていない環境および滑りやすい場所などで、労働環境の整備の面から、昔から対策に取り組んでいるものです。内的要因は、筋力低下、心肺機能低下および歩行障害など、労働者の機能改善・意識改革が必要なものです。

◇転倒の内的要因の対策◇

内的要因に関連して、フレイルやロコモティブシンドロームという言葉があります。これらはほぼ同じ

意味であり、加齢にともなって筋力や活力が低下し運動機能等が低くなった状態を指します。

フレイルやロコモティブシンドロームのチェックには、確立された方法がありますが、主観に頼ったり、チェック項目がたくさんあり時間がかかるなどの欠点があります。

体力はあるのに転んでしまうことがあります。身体機能の維持・向上だけでは、転倒ゼロにならないということです。ヒトの運動は、視覚、前庭感覚(主に三半規管による加速度の感知)および体性感覚(主に足の裏の皮膚感覚)によって作り出された運動指令によって筋骨格系が実行して行われます。したがって、体力や筋力も重要ではありませんが、感覚能力の向上も重要です。

◇転倒リスク評価装置(STABLE)◇

転倒リスクの評価は、身体機能と感覚機能を合わせて行うことが必要です。身体機能のみの評価法はいくつかの機関から提案されていますが、時間がかったり、被験者の負担が大きいなどの欠点があります。

我々は、仮想壁を利用して立位機能を評価するシステム(STABLE)を開発しました。これにより、身体機能と感覚機能を合わせた立位年齢を測り、転倒リスクを評価することができ、ヒトは何か指先に軽く触れていると安定して立つこと・歩くことができます。これを用いて人差し指と手首に取り付けたデバイスで仮想的な壁(指先の振動を作り、その振動をON・OFFした際のわずかなふらつきを重心動揺計(体重計のようなもので被験者はこの上に立つ)で計測しま

す。このシステムは、厚生労働省の事業において、簡便に短時間でかつ被験者の身体負担が少ない転倒リスク評価法であることが実証されています。現在、導入および試験利用した施設の数が四七となっております。

◇実際に試してみました◇

講演終了後、STABLEを試してみました。指先にデバイスを取り付けて重心動揺計の上に乗る目をつけて、約一分間手を軽く振り続けることができ、結果が良かったです。非常に簡便だと思いました。デモも行っているとのこと。詳しくはUNTRACKEDのHP (<https://www.untracked.co.jp/>) をご確認ください。



横須賀労働基準監督署 監督課長 花田 祥幸 氏

今年四月一日の人事異動で、横須賀労働基準監督署の監督課長に就任された花田祥幸氏を紹介いたします。

花田氏は、大学卒業後、民間企業で営業職に二年従事し、平成二〇年に労働基準監督官に任官し、兵庫労働局内の監督署で三年間、三重労働局内の監督署で四年間勤務し、平成二七年から神奈川県労働局で勤務しておられます。神奈川県労働局では、平塚署、神奈川労働局、横浜西署、川崎南署、横浜北署で労災および監督業務に従事し、今年度から横須賀署で勤務しているとのこと。

横須賀労働基準監督署での職務および職務を遂行するにあたってのご抱負・目標・気にかけていることをお聞きしました。

「私たちが扱う法律は、普段使われないような専門用語が多く羅列されているため、会社担当者や労働者の方に理解していただけるように日常的な会話で使う言葉に言い換えながら説明するようにしています。

全ての労働者が、働きすぎて健康を害さないように長時間労働を抑制したり、年次有給休暇を取得しやすい社内の体制づくりや、ワークライフバランスを促進し、プライベートも仕事も充実した社会づくりに貢献できたらと思います。」

そのほか読者にお伝えしたいことをおたずねしました。「働き方改革により、毎年のように法律や届出様式が変わり、大変かと思いますが、ご対応いただいていることに感謝いたします。来年度は自動車運転者や建設業、医師の上限規制の適用猶予もなくなり、更なる対応に迫られていることと意思の支援を行って参りますので、いつでもご相談ください。」

横須賀労働基準監督署管内の印象や休日の過ごし方等について、お聞きしたところ、次のお返事をいただきました。

「神奈川県で勤務を開始するまで、神奈川県に住んだこともありませんでした。横須賀署管内の印象は、米軍基地や海軍カッターが有名で米軍関連の施設が多い、南の方に行くこと三崎マダロ、三浦大根のイメージです。休日には、ジムでトレーニングをしたり、スタジオプログラムに参加したり過ごしています。また、小学生の娘と公園で走り回ったり、これらの時期は水遊びをして過ごすことになると思います。」

(文責 辻)

事務局だより

TEL 845-9522

安衛協横須賀支部『検索』でHPを確認できます

<http://www.roaneikyoo.or.jp/shibu/yokosuka/index.html>

《8月～9月行事計画》

- 【8月度】
  - ☆労務・安全衛生講習会
    - 開催日：8月9日(水)
    - 会場：市立労働福祉会館 (ヴェルクよこすか)
  - ☆第1種衛生管理者受験準備講習
    - 開催日：8月22日(火) 23日(水)
    - 会場：市立労働福祉会館 (ヴェルクよこすか)
  - ☆安全体感訓練
    - 開催日：8月26日(土)
    - 会場：住友重機械工業(株) 横須賀製造所内

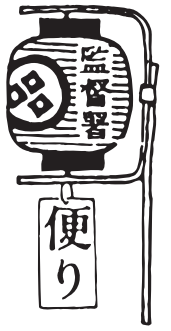
- 【9月度】
  - ☆リスクアセスメント研修
    - 開催日：9月12日(火)
    - 会場：市立労働福祉会館 (ヴェルクよこすか)
  - ☆安全衛生推進者養成講習会
    - 開催日：9月26日(火) 27日(水)
    - 会場：市立労働福祉会館 (ヴェルクよこすか)

～ 令和5年度 神奈川県労働安全衛生大会 ～

日時：令和5年11月17日(金) 14:00～16:45  
会場：関内ホール(小ホール)  
参加費：無料  
申込：神奈川県労働安全衛生協会ホームページ内の「神奈川県労働安全衛生大会」特設バナーからお申し込み下さい。

※ 会場予約・講師の都合により日程を変更する場合があります。詳細はその都度発行される案内をご参照ください。





二〇二三年度（令和五年度）を初年度とする横須賀労働基準監督署の第一四労働災害防止推進計画（五か年計画）を策定しました。事業場においては、特に、主な重点対策ごとの実施事項の取組みをお願いします。

計画の全体目標

横須賀管内の死亡災害については、二〇二七年までに一件以下とする。

死傷災害については、二〇二二年と比較して二〇二七年までに四一一件以下とする。（五%以上減少）

計画の全体目標を達成するため、重点対策を八つ定めています。

八つの重点対策

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発  
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進
- ② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生

対策の推進

- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進  
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進  
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進  
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

主な重点対策ごとの実施事項

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
  - ・ 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、安全衛生管理体制を確保した上で、労働者の安全と健康増進のための活動に取り組む。
  - ・ 国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援等を活用し、自社の安全衛生活動を推進する。
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
  - ・ 「Safe Work KANAGAWA」ロゴマークの表示等、安全衛生意識高揚の見える化を推進する。
  - ・ 転倒災害は極めて発生率が高く対策を講ずべきリスクがあることを認識し、取り組む。
  - ・ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等の安全衛生教育の実施を徹底する。
  - ・ 職場における腰痛予防対策指針を参考に、作業状態に応じ

た腰痛予防対策に取り組む

- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
  - ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、管理体制の確立、職場環境の改善等を進める。
  - ・ 健康診断情報の電磁的な保存・管理やデータ提供を通じ、保険者と連携した、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
  - ・ 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育や健康管理に取り組む。
  - ・ 多様な働き方に合わせて「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」に基づいた、労働者の安全と健康の確保に取り組む。

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ◇ 陸運業
  - ・ 荷役作業における安全ガイドラインの安全衛生管理体制、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業の安全対策に取り組む。
  - ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に沿った腰痛対策に取り組む。
- ◇ 建設業
  - ・ 墜落するおそれのある箇所への手すり等の設置、墜落制止

器具の確実な使用、はしご等の安全な使用の徹底等、墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害のリスクアセスメントに取り組む。「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」に基づく暑さ指数の把握や適切な対策、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく作業環境測定、労働衛生教育等に取り組む。

◇ 製造業

- ・ 「はさまれ、巻き込まれ」のおそれのある機械等について、製造者及び使用者がそれぞれにおいてリスクアセスメントを実施する。その上で、使用者に対し製造者は残留リスクの確実な提供を行う。
- ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進
  - ・ ストレスチェックの結果に基づく集団分析を行い、職場環境の改善を行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。また、職場におけるハラスメント対策に取り組む。
  - ・ 時間外及び休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入等を行う。
  - ・ 産業保健スタッフを確保する。労働者に対して必要な産業保健サービスの提供、治療と仕事の両立支援のための環境整備に取り組む。
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止

対策の推進

- ・ 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者は、リスクアセスメント等に基づく自律的なばく露低減対策を実施するほか、ラベル表示・SDS交付を的確に行う。
- ・ 石綿事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露対策等を実施する。
- ・ 「第一〇次粉じん障害防止総合対策」に基づいて取り組む。
- ・ 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」に沿って、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。

くわしくは、「横須賀労働基準監督署からのお知らせ」（ホームページ）をご確認下さい

